

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生緊急整備地域として新たに沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域及び松山城周辺地域を定める等すること。  
(第一条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)